

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本法人は、特定非営利活動法人日本車椅子レクダンス協会と称する。

(事 務 所)

第2条 この法人は、事務所を福岡県久留米市東合川3丁目14番21ハミルトン21-201号に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、車椅子使用者がレクダンス等を踊れるよう、車椅子レクダンス等の技能を普及する事、そして車椅子レクダンス等を生かした各種ボランティア活動を通じて地域社会福祉活動に貢献する事を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 地域福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 障害者スポーツの振興を図る活動
- (4) 前項の活動を行う団体の運営及び活動に関する連絡・助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 車椅子使用者(高齢者を含む)・介護者及び健常者に対する車椅子レクダンス等の技能の普及およびレクリエーション活動の実施
- (2) 車椅子レクダンス等の技能を活用した地域社会福祉活動への協力・参加
- (3) 車椅子レクダンス等の技能を有する指導者の育成および後継者の養成
- (4) 車椅子レクダンス等の技能の向上を目指す研修および交流会・練習会等の実施
- (5) 車椅子レクダンス等の福祉パーティー開催

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は次の3種とし、運営会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 運営会員 この法人の目的に賛同して入会し、運営会員に登録し総会議決権を有する個人及び団体
- (2) 活動会員 この法人の目的に賛同して入会し、総会議決権を有しない個人及び団体
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会し、活動を支援する個人及び団体

(入 会)

第7条 会員は次に掲げる条件の何れかを備えなければならない。

- (1) 車椅子レクダンス等のインストラクター資格を有するもの
- (2) この法人の目的を理解し、活動を支援するもの

2. 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事

長に申し込むものとする。

3. 理事長は、前項の申し込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4. 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会 費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、または会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合は、理事会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2. 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役 員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事5名以上15名以内

(2) 監事1名以上2名以内

2. 理事の内1名を理事長、1名以上2名以内を副理事長とする。

(選 任 等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2. 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3. 役員の内には、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4. 法第20条各号の何れかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
3. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
4. 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄官庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
3. 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
4. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事の内、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員として相応しくない行為があったとき。
2. 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

第4章 会 議

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会、支部長会議の3種とする。

2. 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、運営会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 2 2 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 会費の額
- (7) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 4 9 条において同じ。)
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 2 3 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2. 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 運営会員総数の 3 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第 1 5 条第 4 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第 2 4 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 3 0 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 2 5 条 総会の議長は、その総会に出席した運営会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 2 6 条 総会は、運営会員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第 2 7 条 総会に於ける議決事項は第 2 4 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した運営会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第 2 8 条 各運営会員の表決権は平等なものとする。

2. やむを得ない理由により総会に出席できない運営会員は、あらかじめ通知された事項について、書面または電磁的記録をもって表決し、又は他の運営会員を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した運営会員は、前 2 6 条の規定の適用については出席したものとみなす。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する運営会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 運営会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

1. 理事長は、前条第2号の場合にはその日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
2. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第35条 理事会に於ける議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
3. 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

第5章 資 産

(構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行なわなければならない。

(会計区分)

第42条 この法人の会計は、次のとおりとする。

- (1) 特定非営利活動に係る事業会計

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2. 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予 備 費)

第 4 6 条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2. 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 4 7 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告および決算)

第 4 8 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2. 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 4 9 条 予算を以て定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 5 0 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した運営会員の 2 分の 1 以上の多数による議決を経、かつ、法第 2 5 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄所の変更を伴うものに限る)。

(5) 社員の資格の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項(役員の定数に係るものを除く)

(7) 会議に関する事項

(8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項

(9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る)

(10) 定款の変更に関する事項

(解 散)

第 5 1 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産

(6) 所轄庁による設立認証の取消し

2. 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、運営会員総数の 2 分の 1 以上の承諾を得なければならない。

3. 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

い。

(清算人の選任)

第 5 2 条 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。但し、合併の場合による解散を除く。

(残余財産の帰属)

第 5 3 条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く)したときに残存する財産は社会福祉法人全国社会福祉協議会に譲渡するものとする。

(合 併)

第 5 4 条 この法人が合併しようとするときは、総会において運営会員総数の 2 分の 1 以上の決議を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 5 5 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、法人の会報及びホームページに掲載して行う。ただし貸借対照表の公告は当法人のホームページに掲載して行う。

第 9 章 事務局

(事務局の設置)

第 5 6 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第 5 7 条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第 5 8 条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 1 0 章 雑 則

(細 則)

第 5 9 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、別表の通りとする。
3. 法人の設立当初の役員の任期は、第 1 6 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の設立の日から平成 1 3 年 3 月 3 1 日までとする。
4. この法人の設立当初の事業年度は、第 4 3 条の規定にかかわらず、この法人の設立の日から平成 1 2 年 3 月 3 1 日までとする。
5. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 4 4 条の規定にかかわらず、理事会の定めるところによる。
6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 1,000円

(2) 年会費 1,000円

別表 設立当初の役員

役職名

氏名

理事長

黒木実馬

副理事長

有川義明

理事

大竹初江

理事

大坪輝子

理事

古賀順子

理事

堀越藤枝

理事

大懸康子

理事

田辺征子

理事

福田恭子

監事

黒木久夫

附則

付則（平成19年1月27日改定）

第1条（施行日） この定款は平成19年7月23日より施行します。

付則（平成26年5月17日改定）

第1条（施行日） この定款は平成27年4月20日より施行します。

付則（平成28年5月21日改定）

第1条（施行日） この定款は平成28年11月18日より施行します。

付則（平成29年5月20日改定）

第1条（施行日） この定款は平成30年3月23日より施行します。

付則（令和7年5月23日改定）

第1条（施行日） この定款は令和7年5月23日より施行します。

附則（令和7年5月23日改定）

第1条（施行日） この定款は令和7年7月28日より施行します。